

経営あんしん（セーフティネット）融資 京都府新型コロナウイルス感染症対応資金取扱要領

（目的）

第1条 令和2年新型コロナウイルス感染症の影響により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

（融資の対象）

第2条 融資の対象は、府内で事業を営む中小企業者（個人及び会社等をいう。）、組合（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。以下同じ。）及び特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受けている者であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定を受けた特定中小企業者（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1）
- (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた特定中小企業者（注1）（注2）
- (3) 保険法第2条第6項の規定による認定を受けた特例中小企業者（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1）（注3）

（資金の使途）

第3条 融資する資金の使途は、経営の安定に必要な事業資金であり、運転資金及び設備資金とする。

（融資の限度額）

第4条 融資する資金の額は、3,000万円を限度とする。

（保証割合）

第5条 保証割合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条(1)及び(3)については100%（全部保証）とする。
- (2) 第2条(2)については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18年・9・12中庁第2号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。

（貸付形式）

第6条 融資の貸付形式は、証書貸付又は手形貸付とする。

（融資の期間）

第7条 融資の期間は、10年以内とする。

（融資の利率）

第8条 融資の利率は、年0.9%の固定金利とする。ただし、貸付から3年の間に生じる利子については別途定める方法により京都府からの補給を行うものとする。

（返済方法）

第9条 融資を受けた資金の返済方法は、原則、元金均等月賦返済とする。ただし、保証期間が1年以内の場合は一括返済でも差し支えないものとする。なお、必要に応じて5年以内限り、返済を据え置くことができるものとする。

（信用保証料率）

第10条 融資の実行に当たっては、京都信用保証協会の信用保証を付すこととし、信用保証料率は借入金額に対し、0.85%とする。ただし、本制度における経営者保証免除対応（注4）を

適用する場合は0.2%を上乗せする。

(信用保証料の補助)

第11条 第2条(1)から(3)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、及び第2条(2)の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者(注5)であるものの信用保証料については全額を国が補助し、それ以外のものの信用保証料については2分の1を国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

(保証人及び担保)

第12条 保証人及び担保は、次に掲げるとおりとする。

- (1)保証人…原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。
- (2)担保…無担保とする。(注6)

(相談及び申込みに係る受付機関の事務)

第13条 融資の相談及び申込みに係る受付機関は、次に掲げる金融機関(以下「取扱金融機関」という。)とし、本制度による融資の申込みを行おうとする者の申込資格を確認する。

- (1) 商工組合中央金庫
 - (2) 京都銀行
 - (3) 南都銀行
 - (4) 滋賀銀行
 - (5) 関西みらい銀行
 - (6) 福邦銀行
 - (7) 京都信用金庫
 - (8) 京都中央信用金庫
 - (9) 京都北都信用金庫
 - (10) 近畿産業信用組合
 - (11) 京滋信用組合
 - (12) 三菱UFJ銀行
 - (13) みずほ銀行
 - (14) 三井住友銀行
 - (15) りそな銀行
 - (16) 三井住友信託銀行
 - (17) 北陸銀行
 - (18) 福井銀行
 - (19) 池田泉州銀行
 - (20) 但馬銀行
 - (21) 徳島大正銀行
 - (22) 中兵庫信用金庫
 - (23) 但馬信用金庫
 - (24) 京都府信用農業協同組合連合会
 - (25) 京都府信用漁業協同組合連合会
- 2 相談の受付については、次に掲げる機関においても対応することとし、本制度の内容、申込資格及び手続等を説明する。
- (1) 京都府産業支援センター(京都府中小企業技術センター、公益財団法人京都産業21)
 - (2) 京都府広域振興局
 - (3) 商工会、商工会議所、地域ビジネスサポートセンター
 - (4) 保証協会
- 3 取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を調査・審査し、融資ができるものについては、保証協会へ信用保証の依頼を行うものとする。
- 4 保証協会は、信用保証の可否を審査し、保証承諾する場合は、信用保証書を取扱金融機関へ送付するものとする。
- 5 取扱金融機関は、保証協会から送付された信用保証書に基づき信用保証付融資を実行するものとする。

(提出書類)

第14条 融資申込書(取扱金融機関所定)には、次に掲げる書類の添付を必要とする。

- (1) 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書(保証協会所定)
- (2) 許認可等を要するものにあつては、その許認可等を証する書面の写し
- (3) 府税・京都市税の納税証明書(京都市内に事業所等を有しない者にあつては、府税の納税証明書のみ)(注7)
- (4) 必要に応じ法人登記事項証明書
- (5) 第2条(1)の場合、保険法第2条第5項第4号による特定中小企業者であることの市町村長の認定書
- (6) 第2条(2)の場合、保険法第2条第5項第5号による特定中小企業者であることの市町村長の認定書
- (7) 第2条(3)の場合、保険法第2条第6項による特例中小企業者であることの市町村長の認定書
- (8) 本制度における経営者保証免除対応を検討する場合、経営者保証免除対応確認書
- (9) 必要に応じ特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第28条第1項に規定する事業報告書等
- (10) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

(期中管理)

第15条 取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、京都信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

(実施期間)

第16条 実施期間は、令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ同年5月1日から令和3年1月31日までに融資実行されたものとする。

(その他)

第17条 借換保証制度要綱(平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号)の定めにかかわらず、次の(1)又は(2)の保証を責任共有制度の対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換えることができるものとする。

- (1) 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証
- (2) 責任共有制度の対象となる本制度の保証

注1: 保険法第3条の3の規程による特別小口保険にかかる保証を除く。

注2: 売上高等の減少を要因としないものを除く。

注3: 本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱(平成29年10月25日付け20171023中庁第1号)を適用しないものとする。

注4: 本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除する。

- ①直近の決算書が資産超過であること
- ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

注5：常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの。

注6：既設定根抵当権を除く。

注7：府税及び京都市税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて税を遅延している場合はこの限りでない。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。